

# はかり定期検査のお知らせ

沖縄県計量検定所  
市 町 村

計量法の規定により、「はかり」の定期検査を行いますので、所定の日時に検査を受けてください。検査を受けない「はかり」を、取引や証明に使用することは、計量法違反行為となり罰金に処せられます。

## 検査を受けるはかり

1. 取引や証明に使用している「はかり」のすべてが、検査の対象となります。

検査の対象となるはかり	除かれるはかり
(1) 商店・露店・行商などで商品の売買に使用するはかり	(1) 事業場等で計量管理・原料の調合に使用するはかり
(2) 病院・薬局等で使用している調剤用のはかり	(2) 郵便物の試しはかりとして使用されるはかり
(3) 病院・学校・保健所・幼稚園・認可保育所等で使用している身体検査用のはかり（体重計）	(3) 農家で肥料配合用の試しはかりとして使用するはかり
(4) 運送業者等が貨物の運賃の算出などに使用するはかり	(4) 風呂屋に備えつけられているはかり
(5) 農業・漁業などに従事するものが、農産物・水産物などの売買・出荷のために使用するはかり	(5) 飲食店等で調配合用を使用するはかり
(6) 工場・事業場等の原材料の購入・製品の販売・出荷のために使用するはかり	
(7) 公共機関への報告又は公共機関が行なう計量で、統計の公表などを目的として使用するはかり	

2. はかりと組んで使用する分銅・おもり類は、一緒に持参してください。

3. 新規に購入した場合は、下記までご連絡ください。

## 用意するもの

1. 検査手数料として、受検器物相当額の現金を用意してください。

## 注意すること

- はかりを、会場に持ち込む場合は、
  - 運搬は、ストッパーをして（ついていないときは、「はかり」と台や皿の間に新聞紙等を入れ、ゆれないようにする。）持ち込んでください。
  - はかりは、汚れを良く落としてきてください。
  - 200kgを超えるはかりは、計量検定所に連絡して下さい。
- 取引・証明に使用するはかりは、必ず検定証印又は基準適合証印のあるものを使用してください。
 

㊦のマークのある家庭用特定計量器は、取引・証明に使用することはできません。
- 計量士による代検査を受けた者は、定期検査が免除されます。

## お問い合わせ

検査に関してご不明の点は、各市町村商工担当課、又は

（沖縄県計量検定所 (TEL098-889-2775)  
宮古事務所 総務課 (TEL0980-72-2551)  
八重山事務所 総務課 (TEL0980-82-3040)

# 検査手数料一覧表 (平成12年4月1日改定)

## 1. 検出部が電気式のはかりで秤量1トン以下

電気抵抗線式はかり

誘電式はかり

電磁式はかり

その他の電気式はかり（放射式、作動変圧器、磁わい式、電圧式）又は電光式はかりのもの



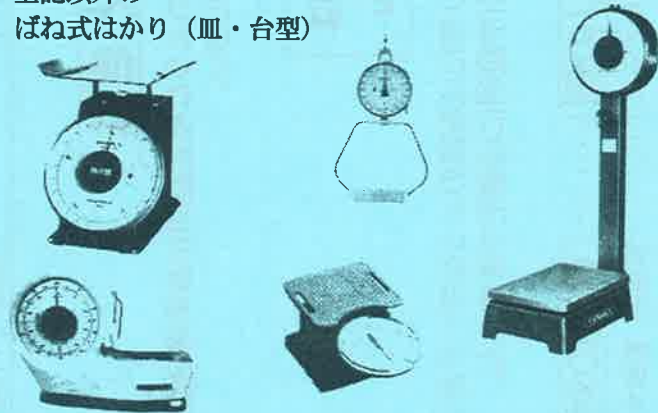
ひょう量	手数料
100 kg以下	1,400 円
250 kg以下	1,800 円
500 kg以下	2,200 円
500 kg 超	3,100 円

## 2. 棒はかり、又は直線目盛りばね式はかり



ひょう量	手数料
全範囲	250 円

## 3. 上記以外のばね式はかり（皿・台型）

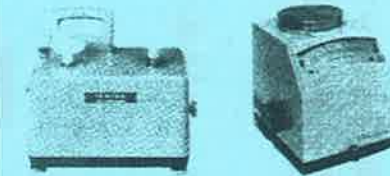


ひょう量	手数料
100 kg以下	500 円
250 kg以下	900 円
500 kg以下	1,500 円
1 t 以下	2,100 円
2 t 以下	3,700 円
5 t 以下	6,900 円
10 t 以下	10,700 円
20 t 以下	15,000 円
30 t 以下	19,100 円
40 t 以下	21,600 円
50 t 以下	29,800 円
50 t 超	51,200 円

## その他の手動はかり



## 手動指示併用はかり



## 手動てんびん



## 等比皿手動はかり



◎最小目盛がひょう量の1万分の1未満のものにあつては上記手数料（1から3）の2倍の額とする

◎分銅及びおもりの手数料は1個当たり10円追加

# 取引や証明に使用している「はかり」は必ず定期検査を受けましょう

平成24年3月 沖縄県計量検定所

## 「はかり」の定期検査とは

検定等に合格した「はかり」でも使用していると精度のくるいが生じることがあります。そこで、取引や証明に使用する「はかり」については、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

この検査に合格しますと、右図のようなシールを貼付されます。



定期検査済証印

## 「代検査」という制度があります

県が行う定期検査の1年前以降に、計量士が行う検査（代検査）に合格すると、右図のようなシールが貼付され、県が行う定期検査が免除になります。

はかりを検査会場に持参できない場合などは代検査を利用してください。計量士出張して検査を行います。料金は業者にお問い合わせ下さい。



代検査済証印

## 【代検査ができる業者】

名称	住所	電話番号
沖縄計量器(株)	那覇市松川375-2	886-9374
仲里計量士事務所	浦添市大平3-10-14	877-1766
(有)共和サプライ	那覇市首里儀保町1-101 センチュリー宝口503	886-6950
(有)テクノ・スケール	うるま市塩屋289-1	973-3468
メジャーサポートうちなー	うるま市兼箇段1754	974-2607
(有)沖研開発	宜野湾市宜野湾3-17-1	896-1146

## 「はかり」を購入するときは

取引や証明に使用するときは、右図のような検定証印か基準適合証印がついているものを購入して使用してください。



検定証印



基準適合証印

## 家庭用マークの「はかり」は取引や証明には使用できません

家庭で使用する体重計や料理用はかり等には右図のようなマークがついています。このマークのついた「はかり」は取引や証明には使用できません。



### 検査の対象になるはかりの例

- ・スーパー、商店などで商品の売買に使用するはかり。
- ・病院、保健所、学校、幼稚園、保育所などで体重測定に使用する体重計。
- ・薬局などで調剤に使用するはかり
- ・宅配便などで運賃の算出に使用するはかり。

### 検査の対象にならないはかりの例

- ・飲食店、給食センターなどで調配合に使用するはかり。
- ・公衆浴場等に備えつけられている体重計。
- ・郵便物の料金の目安を調べるために使用するはかり。
- ・工場などで原料の調配合や工程管理に使用するはかり。

各市町村の検査日程など、くわしくはホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/hakaru/>

沖縄県計量検定所 TEL 098-889-2775  
宮古事務所 総務課 TEL 0980-72-2551  
八重山事務所 総務課 TEL 0980-82-3040